

農地情報公開システム整備事業フェーズ2に関するQ&A(農業委員会等向け)

No.	分類	質問	回答
1	01.データ収集・移行	フェーズ2システムへの移行に当たり、農業委員会等は何をすればよいのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・現在利用している農地台帳システムから農地台帳情報をCSVファイルで出力してください。 ・指定されたレイアウトに合致するように変換し、「フェーズ2移行用CSVファイル」を作成ください。農業委員会等が独力で実施することが難しい場合は、出力した農地台帳情報(変換前全項目CSVファイル)等と農地台帳システムのファイル出力に関する仕様書等を提供いただければ、フェーズ2設計・開発等事業者が変換作業を行います。 ・データ移行ツールを用いて「フェーズ2移行用CSVファイル」をLGWAN経由で農業委員会等システムにアップロードしてください。 ・以上の詳細は、データ収集・移行ガイドラインにて情報提供します。
2	01.データ収集・移行	フェーズ2システムへの移行に当たり、現在利用している農地台帳システムから出力したCSVファイルを提出後、どのくらいの期間でフェーズ2システムが使えるようになるのか。その間の農地台帳業務はどのように行うべきか。	<ul style="list-style-type: none"> ・約1か月後に形式変換等した「フェーズ2移行用CSVファイル」の作成が完了しますので、それを移行ツールでアップロードした時点で、フェーズ2システムが利用可能となります。その後、格納されたデータの不備の修正等を行い、整備が完了した時点から業務での使用が可能となります。 ・業務での使用が可能になるまでの期間は、現在の農地台帳システムを用いて業務を行ってください。その間に修正等を行った農地データはフェーズ2システムに再度入力をお願いします。 ・データ移行から業務での使用が可能となる期間を活用して、フェーズ2システムの機能等のeラーニングを実施し、操作の習熟をしていただくこととなります。
3	01.データ収集・移行	フェーズ2システムへの移行に当たり、どのようなレイアウトに変換する必要があるのか。	11月18日に提供予定の「フェーズ2移行用CSVファイルレイアウト」をご参照ください。
4	01.データ収集・移行	フェーズ2システムへの移行に当たり、フェーズ1システムの際に提供したデータは使わないのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・農地台帳情報については、非公表項目までの移行が必要であるため、フェーズ1システムの際に提供したデータは用いず、再度全データを収集します。 ・農地地図情報については、フェーズ1システムの際に収集したデータを原則活用します。
5	02.設計・開発	マイナンバーを利用するシステムか。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度のマイナンバー対応は想定していません。 ・将来に関しては、マイナンバー対応も視野に入れていますが、法令改正・省令改正が必要であり、それを踏まえての対応となります。
6	02.設計・開発	各農業委員会等で独自業務を行いたい場合、フェーズ2システムのデータを活用することは可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ・フェーズ2システムで取り扱う農地台帳情報はCSV形式で出力することが可能です。したがって、出力したCSVを活用する支援システムを別途用意することで独自業務を行うことも可能です。 ・フェーズ2システムで取り扱う農地地図情報も出力可能です。
7	02.設計・開発	付加情報としてどのような情報が重ね合わせて表示することが可能か。	平成28年4月の運用開始段階では、土壌情報、地理情報(標高)、気候情報(平均気温等)を表示可能とすることを計画しています。
8	02.設計・開発	各農業委員会等システムで各農業委員会が独自レイヤを用意し、重ね合わせて表示することは可能か。	独自レイヤを各農業委員会等システムにインポートして重ね合わせて表示する機能はありません
9	02.設計・開発	圃場整備、住居表示変更、感じ地番の解消等により大量に移動データが発生する場合、一括処理は可能か。	可能です
10	03.運用・保守	現在の設計・開発事業者とはいつまで契約が行われているのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の設計・開発事業者には、フェーズ2システムの設計・開発及び平成28年度の運用保守を委託しています。 ・平成29年度以降の運用保守は再度調達を行い、最適な事業者に発注を行う予定です。
11	03.運用・保守	フェーズ2システムのセキュリティ監査は行われるのか。	実施予定です。
12	03.運用・保守	フェーズ2システムにおけるセキュリティ事故が発生した場合、誰が責任を負うのか。	・農業委員会等、全国農業会議所、フェーズ2運用・保守事業者等それぞれの各作業における責任分界に応じたものとなります。
13	04.システム利用	現在利用している農地台帳システムを今後使い続けることは可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ・フェーズ2システムは農地利用状況調査に関する機能を有しており、また、利用状況調査の結果を一括して取り込む機能を設ける想定です。このように、農業委員会等業務に必要な様々な機能を備えており、また、農地中間管理機構等との情報連携、農地ナビでの情報公開までの一連の業務もスムーズに進めることができるものであり、農業委員会等の事務効率化に対しても大きく貢献するものであるため、可能な限り新旧の並行運用ではなく、フェーズ2システムへの業務移行を行っていただきたいと考えております。 ・なお、過去の権利移転履歴の参照等を目的として、現行システムを保有し、一部業務では利用することも必要であると考えております。
14	04.システム利用	平成28年度以降にフェーズ2システムを利用せず、フェーズ1システム(全国農地ナビ)の情報のみを更新することは可能か。	不可能です。フェーズ1システム(全国農地ナビ)の情報更新はフェーズ2システムからのみ可能です。(平成27年度のデータ洗い替えは例外対応)
15	04.システム利用	分筆・合筆による地図更新はどのように行うのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・各農業委員会等システムの図形編集機能を用いて、農業委員会等が行います。 ・地籍調査調査完了等で地図の大幅な修正が必要となる場合は、フェーズ2システムの運用・保守業者による農地地図情報の入れ替えを行います。全国農業会議所にご相談ください。
16	04.システム利用	LGWAN回線を引いていない/LGWAN端末を利用できない場合、どのようにフェーズ2システムを利用すればよいのか。	フェーズ2システムはLGWAN端末からの利用を前提としたシステムとなっており、セキュリティ上の理由により、その他ネットワーク環境からの接続を認めておりません。LGWAN環境を整備の上、ご利用をお願いします。
17	04.システム利用	現在他の用途で利用しているLGWAN端末でフェーズ2システムは利用可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ・LGWANに接続する端末について、性能を充足するものであれば現在使用されているものを使用可能です。 ・ただし、各自治体のセキュリティポリシーに沿った運用が必要である点にご注意ください。

18	04.システム利用	業務実施時に不明点が生じた場合はどのように問い合わせればよいのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・不明点について問い合わせを行える総合ヘルプデスク(コールセンタ)を用意します。 ・データ収集・移行に際しては、ブロック担当がサポートを行います。
19	05.法律・制度	フェーズ2システムへの移行に伴って公表の手法が変更される(全国農業会議所へのCSVデータの提出が不要となる)ため、昨年改正した『農地台帳点検等実施規定』についても再度の改正が必要となることから、変更後のガイドラインをご提示いただきたい。(「平成26年10月ガイドライン版」第7条。この他、公選制の廃止に伴い、第3条も改正を要する。)	公表手法の変更および機構への情報提供手法の変更、平成28年4月施行の改正農業委員会法への対応等を踏まえて現在改正中であり、今年中に改訂版ガイドラインを提示できるよう作業を進めています。
20	06.スケジュール	フェーズ1システムの洗い替えを平成28年1月～3月に行う場合、フェーズ2への移行準備作業と重複するが、どのように対応すべきか。	<p>原則、フェーズ1更新に係る公表用CSV及び地図データのご提出は平成27年12月末までとしております。ただし、地図データ出力費用を27年度補正予算で対応する場合、12月議会での予算化を行う必要があることを踏まえ、28年1月～3月でのご提出を受け付けるルールを設けております。</p> <p>フェーズ1更新に係る公表用CSVのご提出が12月末までに間に合わないという場合は、至急全国農業会議所にご相談ください。フェーズ2システムへの移行時期に応じて、状況によってはフェーズ1更新は行わず、フェーズ2移行という形でデータをご提出いただくこともあります。</p>
21	07.予算・費用分担	フェーズ2への移行に係り、各農業委員会等でH28度予算として計上すべき項目は何か。	<ul style="list-style-type: none"> ・データ移行に伴う平成28年度の必要経費は、全国農業会議所の機構集積支援事業費から支払うことを予定しているため、各農業委員会等での予算計上は不要です。
22	07.予算・費用分担	フェーズ2の利用に係り、各農業委員会等でH28度予算として計上すべき項目は何か。	<ul style="list-style-type: none"> ・フェーズ2システムの運用・保守にかかる費用は、原則として全国農業会議所が一括して予算計上するため、各農業委員会等個別での予算計上は不要です。ただし、個別事情により必要となる以下の項目については予算計上をお願いします。 ・「「全国農地ナビ・フェーズ1データの更新作業に要する経費措置の変更について」(27会議所発第544号H27.9.7付け)」で通知した通り、平成28年度に地図の更新を行う場合は、地図の出力(費用が発生する場合)、地図の取り込みに係る予算計上をお願いします。地図の出力は貴市の地図システムの保守業者等々の契約、地図の取り込みについてはフェーズ2契約業者との契約となります。 ※日常業務で行う地図の修正はフェーズ2システムで各農業委員会等に自ら行っていたため、大幅な地図の更新が起きる場合のみ計上ください。 ・フェーズ2システムはLGWANに接続された端末からの利用が前提となります。よって、専用回線は不要ですが、農業委員会等がLGWAN接続が行われていない場合は当該接続工事・端末の準備等当該市町村でのご対応をお願いいたします。 ・住基・固定突合処理は「住民基本台帳共通レイアウトデータ」、「課税台帳共通レイアウトデータ」様式で出力されたデータを対象に処理を行います。よって、貴市の住民記録システム等で上記出力を行うために費用が掛かる場合は予算計上をお願いします。 ・外字を農業委員会等の地図及び都道府県農業会議、都道府県庁、農地中間管理機構、全国農業会議所の農地台帳及び地図上で相当する代替文字により表示できるようにするためには、外字管理テーブルにて代替文字の設定等が必要です。本作業はフェーズ2システムの機能として用意します。 ・LGWANは補助の対象ではありません。その他の補助の対象については農水省と協議中です。
23	07.予算・費用分担	現在利用している農地台帳システムは、平成26年度の農地台帳システム整備事業において、新規導入または改修したものである。今後も使い続ける場合、運用・保守費は補助の対象となるのか。	<p>補助金適正化法上、平成26年度の農地台帳システム整備事業において、新規導入または改修したものは、導入後5年間の利用が必要です(利用しない場合は補助金の返還が必要となります)。</p> <p>補助の対象については農水省と協議中です。</p>
24	07.予算・費用分担	現在利用している農地台帳システムは、自主財源にて整備したものであるが、平成26年度の農地台帳整備の法定化に合わせての改修を行っている。このような場合、今後どの部分が補助対象になるのか。	補助の対象については農水省と協議中です。
25	07.予算・費用分担	フェーズ2への利用・移行に係り、全国農業会議所とどのような手続きを行う必要があるのか。	各農業委員会等と全国農業会議所においては、フェーズ1の様な公表事務に係る業務委託契約を締結することは現在想定しています。農水省より、農業委員会等の非公表情報について、平成28年4月に施行する改正農業委員会法で法的位置付けがあるため、別途の契約の必要性はないのではないかと指導されています。